

# 平成21年度第1回 公共事業評価委員会 議事（会議）録

## 1 日時・場所

平成21年8月19日(水)13:45~17:00、於・県庁特別会議室

## 2 出席者

〔委員側〕中山会長(委員)、小野会長代理(委員)、岡田委員、清水委員、  
竹村委員、安川委員、矢藤委員(以上7名)

〔説明側〕浦上県土整備部次長、湊技術企画課長、細川道路建設課長、  
桑田河川課長、竹森治山砂防課長及び県土整備部の関係課職員

〔事務局〕磯江行政監察監、柏崎建設事業評価室長、有田総括検査専門員、山田

## 3 概要

### ○本日の会議の成立について

(事務局)本日は、7名の委員が出席されたので、会議は成立しました。

### ○新任委員の紹介

(事務局)新任の安川敦子委員を紹介し、当人は各委員へ挨拶される。

### 【委員会の運営について】

#### (1) 公共事業評価委員会の再評価に当たっての確認事項について

(会長)最初に、本日は本年度の第1回目の委員会であり、この「評価委員会の目的、今後の審議を進めるに当たっての留意事項」について、確認しておきます。

第一に、「効率的な委員会の運営」ということで、県公共事業評価実施要綱(第8条第2項)に記載されているように、委員会はあくまで、「知事から諮問を受けた評価対象事業のうち、事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢の変化等を勘案して、検討を要すると認めた事業を対象として、客観的な費用対効果の評価を踏まえ、継続、休止又は中止等の方針について調査審議することとなります。よって、議論が拡散し、時間ばかりが過ぎる非効率な会議とならないように、各委員は留意をお願いします。

第二に、「B/C」についてですが、評価の審議を進めていく上で、費用対効果、費用便益比(B/C)は大変重要ですが、国のマニュアルに示す費用対効果、費用便益の基準だけにこだわってもよくないと考えています。

つまり、昨年度の委員会でも話していますが、鳥取県独自の評価の視点、国のマニュアルにのつていい効果でも、当委員会は本県独自のものとして考慮すべきと考えます。

そのためには、県(事業担当部局)は、容易に金銭的価値に換算できないような効果、計数化できない効果等についても、当委員会が一つの判断指標として使用できるように、分かりやすく丁寧に説明して頂きたい。

また、忙しい中で各委員の皆さんには折角出席されているのですから、出来るだけ多くの委員の方々が審議の際に意見を述べるようにお願いします。

以上、宜しくお願ひします。

(2) 議事録署名委員の指名について

(会長) 本日の会議の議事録署名委員についてですが、私以外の2名は議長が指名することとされていますので、本日は、小野委員と安川委員、よろしくお願ひします。

(3) 審議の公開について

(会長) 当委員会の会議は原則公開ということですが、本日の委員会の公開について事務局の方で何かありますか。

(事務局) 本日は、非公開とする必要は特に無いと思います。

(会長) 委員の皆さん、特に意見はありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長) それでは、本日の委員会は公開ということで決定します。なお、委員からの質疑に対する県の回答の中で、希少動植物の分布や個人情報、企業の経営情報等がある場合には、その都度この場で協議して、部分的に委員会の審議を非公開としたいと思います。

【諮問】

平成21年度の再評価に係る知事の諮問について、事務局の柏崎建設事業評価室長が諮問書を朗読する。

【審議の主な概要】

(会長) ただ今、知事から本年度の諮問を受けたので、直ちに審議に入りたいと思います。  
評価対象の個別事業について、事業担当部局は説明してください。

(県) 河川課、治山砂防課、道路建設課の順に、評価対象の個別事業について、調書及び提出資料により内容等の説明が行われた。(各課の説明は、資料等に沿ってであり、記載は省略する。)  
また、個別事業の説明後に、質疑応答がなされた。

(1) 勝部川(日置川)総合流域防災事業(説明：桑田河川課長)

(委員) 日置川の計画区域上流部の河川改修の必要性はあるか。

(河川課) 上流部は掘込河道であり、背後地盤が高く、河床勾配も急であるため、当面浸水被害の恐れはないと考えており、改修計画はない。

(委員) 公共事業の事業費が全体的に減っている中で、河川整備の国庫補助予算は平成21年度では10年前に比べて約50%カットされているが、鳥取県はどのような方針で整備を進めているのか。当該河川は、予算的制約で暫定改修しているのか。

(河川課) 整備効果の早期発現を図るために、浸水常襲箇所や治水上ボトルネック箇所など出来るだけ区間を決めて集中的・重点化に整備する所存。概ね10年間で床上浸水を解消する方針。

当該河川は、下流からの完成形での改修には長期間を要するため、1/5暫定形で改修し、早急に流域全体の安全度を上げるために重点化。その後、段階的に計画規模への改修を図る方針。

(委員) 5年確率の効果はどの程度か。

(河川課) 平成16年台風23号による浸水被害程度は解消できるもの。

(委員) 確率雨量は、時間雨量でなく日雨量表示のほうが分かりやすい。(次回に、資料を追加して提出されたいこと。)

(河川課) 了解、次回に日雨量に資料を変える。

(委員)着手してから改修は進んでいるところだが、改修したところの浸水は軽減しているのか。  
(河川課)改修前は、勝部川日置川合流部付近で浸水があったが、平成元～14年度に合流部を拡幅、築堤等により改修したことで、外水の水位が下がって、内水の浸水も減少。平成16年台風23号の際も合流部は浸水していない。

(委員)年平均被害軽減額の算定で、1/5での整備後の評価はどのようにになっているか。  
(河川課)1/5で整備し、河道に流れる流量が大きくなることにより、1/5.0の降雨時に越水する流量が、整備前より減少するため、浸水面積が減少。

(委員)溢れる場所を計画上で決めているのならば、その場所から工事は掛かればよいのではないか。

(河川課)堤防は連続性が必要。その場所だけを施工しても、他の場所から溢れることとなる。上下流のバランスを考慮して整備している。

(委員)総便益(B)の被害額、家屋等の資産の価値は、何を根拠として算定したのか。

(河川課)国土交通省が地域ごとに示している基準額をもとに算定した。県内は同じ評価額。

(委員)事業区域にはカルガモ、タナゴ、二枚貝等の希少動物が生息しているので、施工に当たっては注意して実施されたいこと。

(河川課)了解。

## (2) 釜戸地区地すべり防止事業(説明：竹森治山砂防課長)

(委員)評価調書に記載している当初全体事業費(6.7億円)とは何か？

(治山砂防課)当初計画時はCブロックを含めて全体計画を立てていた。Cブロックは調査観測の結果、地すべりの動きがなく、また、直下に人家がないことなどから中止することとしたもの。

(委員)現在は、山は滑動していないのに安全率を1.20としたのは何故か。

(治山砂防課)国の基準等によれば1.10～1.20で設定することとなっている。また、現在事業を実施しているA, Bブロックのように、地すべりによって人家に重大な影響を及ぼす恐れがあるような場合は安全率1.20で設定することが通常。

(委員)地すべりの便益計算に際して、河川のような50年確率の概念はあるのか。耐用年数はあるのか。

(治山砂防課)滑道するものとして便益は計算している。耐用年数は50年。

(委員)被害額は、どの基準で算定したのか。

(治山砂防課)現時点の、林野庁の示す評価額。

(委員)費用対効果の算定表が2種類あるが、どういう関係であるか。

(治山砂防課)「便益集計表」水源かん養機能等、森林に関する便益の内訳を示す。「土砂災害防止便益計算表」は人家の被害額等の山地災害防止便益の内訳を示すもの。

(委員)費用対効果は、結論として人家等の被害額により結果が出ているということか。

(治山砂防課)当該箇所では人家等の被害額にあたる山地災害防止便益が支配的となっている。

(委員)評価調査の現状での課題のところに、「集中豪雨等の発生により地下水位が上昇し、地すべりが滑動する恐れがある・・・」とあるが、どういうことか。

(治山砂防課)最近の集中豪雨の状況を踏まえて触れたものであり、一般的な話である。

(委員)昭和18年発生の鳥取地震の際にここは被害に遭っているが、それと同程度の地震が万一発生した場合でも、今の改修計画ならば大丈夫か。

(治山砂防課)本日準備している資料では不明であるので、後で確認しておく。

### (3) 岩美地区広域営農団地農道整備(略称：広域農道整備)事業(説明：細川道路建設課長)

(委員)施行予定箇所の用地に未取得があるが、見込みはどうか。

(道路建設課)土地収用法に基づく強制収用を22年度末までには終える予定。

(委員)便益計算において、農業経営向上効果のうち、梨の生産農家では約1800万の整備効果があるとのことであるが、走行燃料削減効果だけでそんなに軽減されるのか。

(道路建設課)軽トラックから2tトラックへの車種転換に伴う走行燃料削減もある程度はあるが、一番の効果は時間短縮による約1100万円を計上している。

(委員)広域農道の効用期間はどうなっているか。

(道路建設課)当該事業は36年耐用で計算。

(委員)試算では年効果で約6億6000万円がこの農道により約4億4700万円と、2億1300万円もの営農経費が減少すると道路建設課は試算しているが、農作物売上額や生産経費額を着手の昭和57年から変えないでずっと計算することはおかしくないか。

(道路建設課)無回答。

(委員)評価事業対象の当地の主な生産品目は何か。

(道路建設課)米と梨である。

### (4) 東伯中央地区広域農道整備事業(説明：細川道路建設課長)

(委員)走行便益計算に当たり、この広域農道沿道に予定されている広域農業共同利用施設はいつ完成して供用するとしているのか。

(道路建設課)平成6年の本事業の国の事業採択段階での整備計画(中部広域営農団地整備計画においては、遅くとも平成12年度までにこれらの広域農業施設は事業着手するとしていた。)に明記されている広域農業施設の全てが、予定地に建設されると見込んで便益は計算している。

(委員)昨今の地元農協の経営体力からみて、平成6年の国の農道事業の採択段階で計画された広域農業共同利用施設が、今後全て建設されるとはとうてい思えない。地元農協に確認したのか。

(県)無回答。

(事務局)土地改良事業計画、広域営農団地整備計画は、平成6年から見直していないのか。

(道路建設課)受益面積が変わらないため、特に計画の見直しは行っていない。

(5) 南大山地区基幹農道整備事業 (説明：細川道路建設課長)  
当該事業については、本日は特に質疑なし。

【評価委員会の今後の進め方について】

(1) 重点審議及び現地調査を行う事業について

(会長) 重点審議対象事業はどうするか。  
(委員) 河川事業と地すべり防止事業は、継続の必要性が高いと考え、重点審議対象からはずしてもよいと考えるが、もう少し事業内容を精査し、次回の委員会において質問したいことがある。  
(委員) 今回は重点対象は決めずに、第2回委員会以降に重点審議対象を決定してはどうか。  
(他の委員) 同調する意見が多数。  
(会長) 重点審議対象事業については、次回以降に検討することとする。

(会長) 現地調査はどうするか。

(各委員) 次回から現地調査してはどうか。  
(会長) 次回以降で現地調査することとする。日程は、会長が事務局と調整して決定する。

(2) 専門家の意見聴取について

(会長) 専門家の意見聴取を行う対象事業はどうか。  
(委員) 今回は判断がつかない。次回に決定してはどうか。  
(他の委員) 同調する意見が多数。  
(会長) 専門家の意見聴取を行う対象事業は、次回以降に検討することとする。

(3) 今後の委員会の予定について

(会長) 事務局は、今後の委員会の予定について説明されたい。  
(事務局) 現時点では、9月7日(月)、18日(金)、10月15日(木)を予定している。  
それ以降については、今後調整したい。  
(各委員) 了解。

〔以上で、本日の委員会の審議等は終了〕

平成21年度第1回 公共事業評価委員会議事録署名委員

鳥取県公共事業評価委員会  
会長（委員） 中山 精一

同  
委員 小野達也

同  
委員 安川敦子